

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課 (TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
1. 鵜飼観光について (1) 観光客の推移 (平成元年から平成18年) (ア) 宿泊客に占める鵜飼観覧船乗船割合について (監査の結果) 「宿泊客の乗船割合 (長良橋周辺の8施設のホテル・旅館)」が低下したことによる乗船客数の減少約5万人は純粋な鵜飼離れであり、長良川周辺に宿泊していながらも鵜飼船に乗らなかった人たちの割合が増えた結果である。鵜飼離れの原因を洗い出し、岐阜市やホテル・旅館がそれぞれの立場に応じて早期に有効な対策をとることにより、「宿泊客の乗船割合」を高めていく必要がある。	質の高い鵜飼の提供等に向け、観覧船の数を減らした結果、乗船定数の減となったが、これは、純粋な鵜飼離れではない。 長良川周辺のホテル・旅館の宿泊キャパが減ってきたものの、岐阜駅前には、ビジネスホテルが新築されたこともあって宿泊キャパが増えており、市内のホテル等からの乗船客も増えている。 岐阜市としては、岐阜観光コンベンション協会や旅館組合と協力しテレビ、ラジオ、新聞旅行エージェントなどに企画宣伝活動を行っている。また、旅館組合は、独自に宿泊と鵜飼を組合せたバック商品を設けて誘客の増加に努めている。	
	経費節減効果	(平成20年度)
(イ) 宿泊客以外の鵜飼観覧船乗船客数について (監査の結果) 上記(ア)の宿泊客の乗船客数は減少しているが、宿泊客以外の乗船客数は減少していないのは「8施設のホテル・旅館」の集客力が低下してきたととれる。 岐阜市は、長良川温泉旅館協同組合加盟施設 (長良橋周辺の8施設のホテル・旅館) が長良橋周辺に位置し、鵜飼を楽しもうとする観光客の宿泊施設として中心的な役割を果たしていることから、鵜飼観光を盛り立てていくためには「8施設のホテル・旅館」に対して料金設定やサービス内容が適切に自己点検できているかについて働きかけを行うべきである。	各ホテル・旅館は、施設内でお客様アンケートを実施し、自己点検を行い、経営努力に努めている。鵜飼観覧のみならず観光について、鵜匠・旅館組合代表者・鵜飼観覧船事務所・船員等が毎月協議し意見交換等を行い、より良い鵜飼観覧に努めている。	
	経費節減効果	(平成20年度)
(2) 収支状況 (ア) 収支改善努力の必要性について (監査の結果) 岐阜市は現状のままでは鵜飼事業から生ずる歳出超過分を毎年一般財源から支払い続けることになる。歳出超過を少しでも解消するためには、鵜飼の魅力を高め、かつアピールして集客数を増やす努力をこれまで以上に払うとともに、合理化による経費節減にさらに努める必要がある。	今後も質の高い鵜飼観覧を提供し、鵜飼の魅力を高め企画船の就航等ニーズに対応し集客の増加に努めている。 鵜飼事業は、人件費比率が高いので労使交渉をふまえ、船の配船等効率的な運航と経費節減に努めている。	
	経費節減効果	(平成20年度)
(3) 観光客向けの施設・サービス (ア) JR岐阜駅前のバス乗場における観光客向けの案内について (監査の結果) 観光客がJRで岐阜市を訪れ乗合バスを利用する場合、長良橋方面の停車場を見つけることや、行先表示を理解することには困難が伴う状況である。この様な観光客に対する不案内を解消するため、バス停に鵜飼観光案内の大きな標識を立てたり、乗合バス運営会社に対し、観光客を意識した事業運営を行なうよう協力要請していくことが望まれる。	JR岐阜駅構内には、観光案内所が設けられて、鵜飼のみならず岐阜の観光について案内業務を行っている。 また、駅前広場整備にともない新たに切符売り場が設けられており、乗車案内が可能である。 JR岐阜駅2階北出口と北口バス停付近の2箇所において、鵜飼観光案内標識を設置し観光客に対し鵜飼の案内をしている。 なお、バス車内広告として関係路線での鵜飼案内を行っている。	
	経費節減効果	(平成20年度)
(イ) カップル専用船・レディース専用船のPRについて (監査の結果) カップル専用船や試行中のレディース専用船は、人気を集めているとのことであり斬新な取組みを評価できるが、これら専用船はパンフレットには記載されているが、岐阜市鵜飼観覧船事務所のホームページには掲載されていない。尚専用船に関する情報をホームページ上で積極的に紹介して集客の増加を図っていくべきである。	平成20年4月からホームページで、各種企画船の案内を掲載している。今後も集客の増加を図っていく。	
	経費節減効果	(平成20年度)

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況
(ウ)「おまかせバック」について（監査の結果） 財団法人岐阜観光コンベンション協会が提供している「おまかせバック」は便利さと手軽（割安）さを掲げて設定されたコースであるため、比較的安全な弁当が自動的に付いて来る。しかし、観光客のニーズは多様であり必ずしも便利さと手軽さの両方を求めているとは限らない。複数の料金体系を設定し、豪華なコースも選択できるようにするべきである。	(財)岐阜観光コンベンション協会とは、料金体系の追加等について引き続き協議を行っていくが、観光船への飲食の持ち込みは自由であることから、同協会は「おまかせバック」にコースの追加をしない方針である。 (平成24年4月24日)
	経費節減効果
(エ) 飲食物の提供サービスについて（監査の結果） 岐阜市は鵜飼観光船事務所において予約や受付業務のみを行い、飲食物の提供は原則として行っていないため、観光客は飲食物の調達を自分で行わなければならない、観光客の立場を考えたサービス提供ができていない。岐阜市は飲食物付のバックコースをいくつか設定するべきである。	現在、観光コンベンション協会が木曜日を基本に鵜飼バックを行っているが、鵜飼観光船事務所では、乗船予約時に仕出屋等を紹介しており、乗船者各自で注文されれば、乗船時間や予算に合わせて配達してくれるため、バックコース同様に各自持参する必要も無く便利であると考えている。 最近では、食後の乗船者が増えている状況がある。 また、以前は、事務所前の待合所に土産品協会が出店し、飲食の販売をしていたが、乗船客のほとんどが事前に食事を準備しているので採算がとれず、食事の提供を取りやめた経緯がある。 (平成20年度)
	経費節減効果
(オ) 鵜飼観光船のりばにおける弁当類の販売について（監査の結果） 鵜飼観光船事務所前に立つて弁当や飲み物の販売店がないか見回してみても、それらしき店舗は視界に入らない。待合所内において酒類等を販売しているとの事であるが、発見しにくく不親切であり、サービス向上の観点からもっと積極的な広告宣伝を行い、観光客に対して商品の存在を知らせる工夫をすべきである。また、周辺のみやげもの店や待合所の出店業者に対して、弁当類の販売も行うよう働きかけるべきである。	観光船乗船者の多くは、貸切船のため、食事は、事前に用意されており、乗合船の予約時点には、各自食事等が持込みであること、近くにはコンビニしかないことを伝え、仕出屋等の案内をしている。 また、パンフレット等にも食事は持込であることを明記しているので、ほとんどの乗船者は食事を用意している。 以前に、待合所内に土産物協会が出店し、弁当や飲物を販売していたが、ニーズが少なく販売を中止した経緯もあるので、お客様にご迷惑をかけないように、鵜飼の予約時には、飲食物の持込についての案内を更に徹底していく。 (平成20年度)
	経費節減効果
(カ) 乗船客に配慮した待合施設づくりについて（監査の結果） 観光客が乗船を待つのためのスペースが不足しており、観光客に配慮した施設づくりができていない。新しいスペースを確保するか、雨天時の屋根付のベンチの設置を検討するなど、観光客の便宜を図る工夫をもっとするべきである。	平成20年度の鵜飼終了後に鵜飼観光船待合所の改築工事を着工し、平成21年度の鵜飼開幕に間に合うよう年度内に完成した。新しい待合所は、従来に比べて収容人数の増、トイレの増、雨天時に避難できる場所の確保等、施設の充実を図ったものとなっている。 (平成20年度)
	経費節減効果
(キ) 鵜飼中止時の観光客向けサービスについて（監査の結果） 河川の増水等による鵜飼中止はやむを得ないことであるが、観光客にとってみれば「何とかして欲しい」という気持ちになるのが自然であろう。鵜飼観光客向けのサービスを向上させるためには、鵜飼の実演場を設けるなど突然の鵜飼中止時における観光客への対応を検討すべきである。	他都市の鵜飼開催地では、当日夕方に中止決定をするところもあるが、岐阜市では、遅くとも午後1時までには中止決定をしており、団体ツアーの場合、中止の際のコース変更として、鵜匠による鵜飼説明等を行っている。 予約を頂いたお客様全員に電話にて中止連絡をするので、お客様は、観光コースを変更されることが多い。たとえば、鵜飼の里（鵜匠宅）を散策されたり、職員による説明にて造船所を見学されたりすることが多くなっている。 また、ホテルや旅館において、鵜匠さんに鵜飼説明を依頼するケースも増えている。 (平成20年度)
	経費節減効果
(ク) 貸切船の料金設定について（監査の結果） 貸切船の料金は、船の大きさ（乗船客数）にかかわらず一人当たりほぼ同額に設定されている。人数が増えるほど割引率が大きくなるという乗船客の感覚に応えるためには、多人数が乗船できる大きい船ほど定員一人当たりの乗船料が安くなるような料金設定を検討すべきである。	安全運航のために操船する船員の人数が、船の大小により異なる。大きい船ほど船員が必要となり多くの経費がかかるので、人数が増えるほど割引率が大きくなるという料金設定は、現在のところ不可能である。 船の数が決まっているので、40人乗りと20人乗り2艘を使用した場合に、同額の料金にならないと不公平感が生じる。 (平成20年度)
	経費節減効果

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
(４) ぎふ長良川鵜飼乗船者アンケート (ア) アンケートの質問内容について（監査の結果） アンケートの質問内容に工夫が足りないと思われる。 アンケート調査を行う目的は「どの様にしたら魅力ある鵜飼にすることができ、乗船客を増加させることが出来るか」のヒントを得るためにあることを踏まえ、質問内容・分析方法を再点検するべきである。	アンケート内容を再検討し、不満足の原因となった部門が判明しやすいよう設問を分割し、また、誘客につながる情報を入手するための項目を追加するなどの改良を実施した。 今後ともアンケート内容の検討及びその情報解析を重ねることにより、魅力ある鵜飼の創出に努めていく。	
	経費節減効果	(平成22年5月31日)
(イ) アンケート回数について（監査の結果） 鵜飼観覧船事務所はアンケート結果の「その他ご意見」を要約したリストを作成しているが、これを読んでいくと大変参考になる意見が多い。これらの有用な意見を十分に集めるためには1シーズンに4～5回のアンケート回数では不十分と思われる。従来以上に多くのアンケートを実施してより多くの声を集め、サービス向上に資するべきである。	本年度も、従来どおり鵜飼の条件の異なる日に4回のアンケート調査を行ったが、次年度からは、調査実施日をあらかじめ決定し、5月の開幕から、月に1回の割合でアンケートを実施することに変更する。 そのアンケートで集めた意見及び過去から集積している結果を基に引き続きサービスの向上に努める。	
	経費節減効果	(平成23年4月13日)
(ウ) アンケート結果が示す実態について（意見） アンケート結果を見ると「満足」や「ほぼ満足」が多いが、これをもって上質な鵜飼運営ができていないと判断することは危険である。より有効なアンケートをとるための方法としては、例えばインターネット予約のメールアドレスの有効活用や葉書を渡し後日回答してもらう方法がある。	日々職員が、下船場にて乗船客に対してお礼のことは掛け、その際に感想を良く聞く事に心がけている。また、長良川温泉旅館組合の独自でアンケート結果も参考にさせていただき、鵜匠・船員・長良川温泉旅館組合の会員及び岐阜市とで設けている鵜飼運営協議会において、鵜飼事業の向上に向け協議をしている。 葉書活用は費用の面で断念せざるを得ないが、インターネットで予約をされた方々には、その予約受付完了の返信の際に、乗船後その感想等を送っていただけるよう依頼した。他のインターネットを利用したアンケートについては、今後も検討していく。日々職員が、下船場にて乗船客に対してお礼のことは掛けるように努力しており、その際に感想を良く聞く事に心がけている。 また、長良川温泉旅館組合も独自でアンケート調査を実施されているので、こうした宿泊者からのご意見も参考にさせていただいている。 鵜匠・船員・長良川温泉旅館組合の会員及び岐阜市とで設けている鵜飼運営協議会において、鵜飼事業の向上に向け協議をしている。 メールアドレス・葉書を利用したアンケートについては、今後検討していく。	
	経費節減効果	(平成22年5月31日)
(エ) 「改善事項」投入箱の設置について（意見） 乗船客中にはアンケートを一つずつ回答するのは面倒な人もいるため、アンケートとは別に「改善事項」投入箱の設置を検討することが望ましい。これによって貴重な意見が、乗船客に負担をかけることなく収集できるものと思われる。	平成24年度から、「改善事項(アンケート)」の投入箱を鵜飼観覧船事務所に設置することを決定した。	
	経費節減効果	(平成24年4月24日)
(オ) 河原での待ち時間中の退屈解消について（意見） アンケートの集計結果を見ると、停泊中の待ち時間が長いことへの苦情が多く寄せられている。観覧船のコース設定をもう少し上流まで伸ばしたり、停泊中のサービスとして河原で鮎の塩焼きなどを実演販売したり、その場でゆでた枝豆や焼とうもろこし等の販売することも待ち時間の解消には有効であると思われる。	待ち時間対策として、平成20年度からイベント船の出船回数をふやし退屈解消に努めている。 観覧コースの変更については、運輸局の航路認定許可や各船の出船時間や日没時間等の問題等もあり困難と思われる。 長良川畔の旅館は、利用者に船で焼き立ての鮎を提供するサービスをしており、弁当の注文者に川原で焼き立ての鮎を提供する仕出屋もいる。 また、個人営業での花火、飲物等を販売する船も出ている。	
	経費節減効果	(平成20年度)
(５) 事業評価 (ア) 目標の設定根拠や評価の尺度について（監査の結果） 目標とした120,000人は設定した意図が不明確であるとともに、よく検討された結果とは考えにくい。合理的な根拠に基づいて目標設定すべきである。 所属長評価はいわば自己評価であるためか、抽象的で甘い評価になっている。また、有効性、達成度、妥当性は何を尺度に測定したのかを具体的に記載するべきである。	157日間の鵜飼実施で、毎日満船の場合に191,540人となるが、予約予想状況・船員の数・観覧船の数を総合的に考慮して、質の高い鵜飼観覧をしていただくために予算の目標人数を12万人としたものである。 評価の記載内容については、今後具体的に記載していく。	
	経費節減効果	(平成20年度)

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
Ⅱ. 岐阜城について (1) 収支状況 (ア) 採算性について (監査の結果) 城郭運営は概ね収支均衡の状態にあると推定できるが、平成9年の大改修における約3億円の資本的支出を考慮すると採算がとれていることにはならない。仮に50年で均等に回収するとした場合、毎年6百万円の収支黒字を計上しなければならない。そのため、入場者数増加に向けた施策のほか、委託料や報酬といった人件費の削減にも努力する必要がある。	平成24年度は、岐阜城入場者数は217,277人であり、最近は増加傾向にあり、城郭入場料も増加している。今後も入場者数の増加に向けて施策を実施していくとともに、これまで以上に経費削減に努め、適切な施設運営を行っていく。	
	経費節減効果	(平成26年4月16日)
(イ) 年度推移データの活用について (監査の結果) 岐阜市は城郭収入について、入場者数や収支状況の年度推移を把握しているが、これらのデータを活用した比較分析は行っていない。パノラマ夜景における最適な年間開催日数や開催日、延長時間等を探るためには収支データを活用して財務分析を行い、入場料の価格設定や無駄な費用の削減に活かすべきである。	お客様の要望やイベントの開催状況、岐阜城に関わる民間企業との協議によって、開催日を設定しており、毎年1万人程度の入場客数がある。パノラマ夜景開催時は、圧倒的に大人の入場者割合が多く、入場料収入額には貢献しているものと考える。今後も、継続的なアンケート調査の実施により、効率的な開催期間等の設定を行っていく。	
	経費節減効果	(平成23年4月13日)
(ウ) 人件費の圧縮について (監査の結果) 現在、資料館を含む岐阜城の運営に携わっている人員の数は3名と若干の清掃員であるが、その一人である囃子職員にも入場券販売の業務を兼ねさせることによって、入場券販売員一人分の人件費の圧縮を図るべきである。なお、観光客への歴史説明については、まちなか博士を活用するなど、ボランティアを募集することも有効であると思われる。	岐阜城への来場者数は増加傾向にあり、適正な管理運営のためには、現在の人員配置は妥当であると考える。今後も収支改善を目指し、適宜改善策を検討し実施していく。	
	経費節減効果	(平成26年4月16日)
(エ) 業務委託先の選定について (監査の結果) 岐阜市は入場券販売員2名分と城郭周辺の清掃作業分の委託料を指名競争入札で落札したK社に支払っている。指名競争入札制度は、あらかじめ信頼のできる業者を数社指名して、その中で競争入札を行う制度であるが、ここ数年毎年K社が落札しているという事情も踏まえ、より競争性と透明性を高める観点から、一般競争入札を採用する方向で検討するべきである。	岐阜市一般競争入札等実施要綱により、一般競争入札に付する契約は下限金額が定められており、岐阜城の運営管理についての委託は、その金額を下回るため指名競争入札での手続きとなっている。また、公金取扱い等の業務もあるため、信頼性を重視して指名競争入札を行っているものであり、結果的に同一業者が落札する結果となっているが、平成23年度、平成22年度ともに11社からの価格の提示を受けており、高い競争性を有しているものであると考える。	
	経費節減効果	(平成24年4月24日)
(2) 事業評価 (ア) 目標の設定根拠や評価の尺度等について (監査の結果) 目標とした205,000人は設定した意図が不明確である。合理的な根拠に基づいて目標設定すべきである。所属長評価はいわば自己評価であるためか、抽象的で甘い評価になっている。また、有効性、達成度、妥当性は何を尺度に測定したのかを具体的に記載するべきである。	前述のとおり、目標設定値205,000人は、委員より指摘のある600万円/年の収支黒字化のため、平成20年度の岐阜城収支(195,445人・約400万円の黒字。入場料 大人200円/1人であり、10,000人の入場者増で200万円の収入増)から設定された数値である。評価については、抽象的な表現を改め、より具体的に数値を記載することとした。	
	経費節減効果	(平成23年4月13日)
(3) 展示品や雰囲気づくりにについて (ア) 内装について (意見) 城郭に入場する人が期待することは、概ね「当時の展示品を閲覧したい」、「天守閣からの眺望を楽しみたい」、「戦国の雰囲気を感じたい」といったところであると思われるが、コンクリートの壁、床では「戦国の雰囲気」を感じることはできない。修繕の機会に壁、床、天井を木製でリフォームし、戦国の雰囲気を醸し出すように工夫することが望ましい。	「信長公」がイメージできる展示構成、戦国の時代を感じさせる展示構成などをテーマとした展示リニューアルを平成21年7月に実施し、お客様に対してわかりやすい展示構成とした。	
	経費節減効果	(平成22年5月31日)

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
(イ) 体験・体感型展示について (意見) 岐阜市歴史博物館における体験・体感型へのリニューアルと同様に、岐阜城においても可能な範囲で展示物を体験・体感型に切替えていくことによって、入場者の満足度は高くなると思われる。	「信長公」がイメージできる展示構成、戦国の時代を感じさせる展示構成などをテーマとした展示リニューアルを平成21年7月に実施し、お客様に対してわかりやすい展示構成とした。	
	(平成22年5月31日)	
(ウ) 岐阜城資料館における展示内容について (意見) 岐阜城資料館には、現在展示品としてのランクが低いものが置かれているが、資料館として岐阜城とは分けて観光客を誘導している以上、何らかの工夫をするべきである。そのためにはランクの良し悪しで分類するのではなくテーマごとに分類したり、あるいはミニシアターとして紹介映像を見せるなど、別の魅力を提供することが望ましい。	岐阜城の展示リニューアルにあわせ、資料館の展示構成も見直した。そこで、全国城郭管理者協議会加盟の城郭より、画像データの提供を受け、デジタルフォトフレームで紹介している。	
	(平成22年5月31日)	
(エ) 金華山登山ルートについて (意見) 岐阜城と岐阜公園とは分離不可能な観光施設であり、今日の健康志向と体験・体感型を重視すれば、登山ルートの所々で歴史的事実を紹介するなどにより、観光客が金華山登山ルートを自身の足で登ってみたいと思うような工夫をすべきである。	長良川おんぼくにおいては戦国時代の歴史をたどりながら登るなど、国史跡である岐阜城跡を有する金華山ならではの登山プログラムが組まれた。 また観光ボランティアガイドである岐阜市まちなか案内人の企画により、登山を含めた観光ガイドは相当数行った。さらにまちなか案内人研修において金華山に登りながらその歴史、史跡、自然について知識を深めたことで、登山を含めた観光ガイドを行っていく基盤をつくることができた。 このように今日の健康志向と、金華山の歴史的価値を知る楽しさを組み合わせることで、観光客に自ら登ってみたいと思わせるアプローチを行うことができていく。今後もこの方針で進めていく。	
	(平成24年4月24日)	
(オ) 岐阜城パノラマ夜景について (意見) 山頂からの夜景はほぼ360度周囲全体を楽しめる、まさにパノラマ夜景であり魅力的な施策であるが、山頂のロープウェイ乗場近くの民間の展望レストランで満喫できてしまう。山頂のロープウェイ乗場から岐阜城へ至る小道と夜間の岐阜城内において新たな工夫を追加する必要がある。	今年度においては、パノラマ夜景開催期間中のイベントを諸事情により開催できなかったが、昨年まで実施してきたイベントに対する要望も多く寄せられた。今後も、パノラマ夜景開催時に、岐阜城へ入場したくなるような企画を検討していく。 また、岐阜城へいたる小道については、観光客の安全対策が最優先であると考え、周りの環境に配慮し、一部に擬木の手摺りを設置するなどの対策を講じた。今後も継続的に安全対策を講じていく。	
	(平成23年4月13日)	
Ⅲ. 岐阜公園について (1) 岐阜公園全体 (ア) 全体の統一的なイメージづくりについて (監査の結果) 岐阜公園は、最近まで観光テーマが明確でなかったことや、岐阜市の行政が縦割り型になっていることなどから、観光スポットとしての統一的なテーマが感じられない。統一性の感じられる施設作りを行っていくためには、観光に関連した組織横断的なグループを作ることにより、横の連携を強化し、部門間の協力体制を高めていく必要がある。	歴史資産を活かした統一性の感じられる施設作りを行っていくため、関係各課による横断的なグループを作り、歴史的風致維持向上計画の策定を行う。	
	(平成20年度)	
(イ) 鶴飼や戦国と関連のない石碑・銅像等について (監査の結果) 「金華山・長良川まるごと博物館」構想における「まるごと博物館」の中身は何かということを、言葉ではなく実際の姿として観光客に明確に示していく必要がある。このため、中心となる鶴飼、戦国絵巻、地域の伝統文化を従来以上に強くアピールしていくとともに、これらとは関係のない施設については思い切った取捨選択が必要である。	岐阜公園が目指す歴史公園と意匠、目的が異なる施設については、施設整備の進捗にあわせ、順次移設等を実施していく。	
	(平成22年5月31日)	
	経費節減効果	

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
(ウ) 岐阜公園の一体運営について（監査の結果） 赤字施設がほとんどであるが、少しでも施設の充実等に充てるため収入の増加を図るべきである。そのためには各部署の連携が不可欠である。施策としては、例えばパスポートを発行し一定金額で歴史博物館、加藤栄三・東一美術館、岐阜城、資料館、華松軒などすべてを利用できるようにするといったことも検討すべきである。	岐阜市歴史博物館は、博物館法上、教育委員会が所管しなければならない教育施設である。それを踏まえた上で以下のことを実施している。 歴史博物館と加藤栄三・東一記念美術館との間で共通券を発行している。また、華松軒については、特別展のたびに割引券を作成・配布し特別展観覧者に対し、華松軒の利用を促している。 岐阜公園で活動中の「まちなか案内人」はお客様を歴史博物館へ案内してくれている。（歴史博物館） 岐阜公園総合案内所の開設により来園者に対する一体的案内が可能となり、歴史博物館へのお客様増に結びついているものと考えられる。歴史博物館は、博物館法上、教育委員会が所管する教育施設であるため、それを踏まえた上で以下のことを実施している。 歴史博物館と加藤栄三・東一記念美術館の間では共通券を発行し、華松軒については、特別展のたびに割引券を作成・配布し特別展観覧者に対し、華松軒の利用を促している。 また、長良川温泉宿泊者・コンベンション参加者向けに割引クーポンや文化観光施設割引入場券を発行し連携している。（歴史博物館） 岐阜公園総合案内所の開設により、岐阜公園周辺を訪れるお客様に対し、公園周辺施設の一体案内が可能になり、「岐阜市まちなか案内人」等の観光ガイドが、周辺施設へ同行して案内するなど、施設の収入増に貢献してくれているものと考える。 また、現在でも長良川温泉宿泊者・コンベンション参加者向けに市内観光施設共通入場券をそれぞれ発行しているが、来年度新たに岐阜城も参加する観光施設のパスポート販売が民間主導で実施予定である。 今後も、各施設を所管する関係部局との連携はもとより、民間事業者との連携を強化していきたい。（観光コンベンション課） （平成22年5月31日）	
	経費節減効果	
(2) 岐阜市歴史博物館 (ア) 採算性について（意見） 岐阜市歴史博物館における職員の業務は多岐にわたるものの、回を重ねるごとにノウハウが蓄積され効率化しうる活動もあると考えられる。こうした業務については従来以上に効率化に努めることによってコストの削減を図っていく必要がある。また、入館料及び各種講座料金の収入については、受益者負担割合を再吟味してみる必要があると考えられる。	岐阜市歴史博物館は、博物館法上、その利用に対する対価を徴収してはならないとされる教育施設である。そのため利用者の減少に直結する入館料及び各種講座料金の値上げについては、法に規定するように、やむを得ない場合に当るかどうか慎重な検討が必要である。また、検討の際は他の教育施設との協議が必要である。 施設等の管理部門については、事務の効率化を進めてきたが、施設等の老朽化のため、修繕などの業務量は増加の傾向にある。 普及業務、特に講座については、受講者数などを参考に、スクラップ・アンド・ビルドを検討している。また、開催・運営についての業務の効率化を進めているが、新たに「まちなか博士サポート講座」を開設するとともに『まちなか博士認定試験用テキスト』の歴史分野における原稿執筆など、観光コンベンション課が主管する業務の一部を担うことになった。 平成17年3月26日からはリニューアルにともなって導入したボランティア活動に係る業務を抱えているが、これも新規事業である。 （平成20年度）	
	経費節減効果	
(イ) 岐阜県との連携について（意見） 岐阜県資料館には岐阜市歴史博物館や岐阜城などと同様に歴史資料が保有・展示されている。観光客や市民としては、一箇所で充実した展示品を見たいと思う人も多いと思われる。展示品の一時的な貸借に留まらず、県との連携をより密接にして、展示品の集約ができないかを検討することも必要である。	岐阜県歴史資料館は県の文献を主とする公文書館である。それに付随する業務として県内各地に散在する歴史資料の収集・保存・管理を行っている。そして、その資料について、研究者に対する閲覧利用および各地の教育施設への貸出しを行っている。 歴史博物館がその全部を長期に借用することは、博物館が資料館の業務を肩代わりすることになり、業務の増加は大きなコスト増につながるが予測される。たとえ一部であっても借用すればその部分は業務負担をしなければならない。 両施設間350mの利用者の移動がなくなる利便性とこれから生じるコスト増加が見合わないと考える。 （平成20年度）	
	経費節減効果	
(3) 加藤栄三・東一記念館 (ア) 採算性について（監査の結果） 必ずしも収支が均衡しなければならないという性格の施設ではないが、出来る限りの合理化を図っていく必要がある。今後も第2展示室は加藤兄弟以外の展示を主にしていくのか、また記念館の場所は現在の位置のままでののか等、観光拠点としての岐阜公園との関わりも踏まえ、方向性を定めていく必要がある。	加藤栄三・東一記念美術館は、岐阜市歴史博物館の分館であり、博物館法上、利用に対する対価を徴収してはならないとされる教育施設である。それとともに岐阜市出身の兄弟日本画家を顕彰するために建設されたもので、その社会教育的理念のもとに財団法人から岐阜市へ移管されたものである。また、兄弟の記念館として岐阜公園がふさわしいからここに建設したのである。 第2展示室における展示は、地元の芸術活動の活発化のために実施しているものであり、観光資源としての利用を主たる目的としていない。 （平成20年度）	
	経費節減効果	

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
(4) 信長居館跡 (ア) 他部署との連携について(監査の結果) 「岐阜市観光ホームページ」には信長居館跡に関する十分な紹介はなされていない。一方、教育委員会事務局の関連サイトには発掘調査に関する詳しいサイトがあるが「岐阜市観光ホームページ」からのリンクは発見できなかった。観光客側に立ったサービスを提供していくため、縦割り型の行政にとらわれず関連サイトの有効活用を積極的に図っていくべきである。	教育委員会との連携を図り、観光ホームページ内の信長公居館跡を紹介している部分には、信長公居館跡発掘調査のホームページへリンクできるよう措置した。 同様に関連する項目があるものについては、関係部局との連携を強化していく。	
	(平成20年度)	
(5) 信長の庭 (ア) テーマ性について(監査の結果) 統一テーマである信長を中心とした戦国をイメージすることは、庭園の造作からは困難であり、背後の民間物販棟も雰囲気損ねる要因になっている。庭園そのものでテーマ性を醸し出すことはなかなか難しいと思われるが、庭園を囲む壁や石垣を工夫することでテーマ性の演出が容易になるものと思われる。	統一テーマである信長を中心とした戦国をイメージとするため、発掘の結果や当時の書物など、根拠を明確にした意匠を持つ施設を整備することによるテーマ性の演出について、岐阜公園エントランスで整備する建築物等で実施する。	
	(平成20年度)	
(6) 物販棟 (ア) 事業評価について(監査の結果) 物販棟A棟及びB棟については、設置時の目標値がなく、設置後6年間における利用者数の推計もとられていない。また、事後的評価もこれまで行われていない。岐阜公園整備事業の中で近く総合案内所・休憩所内に検討している新たな物販所等については、これまでの状況を踏まえて、採算性の根拠を明確にしてからとりかかるべきである。	平成21年12月より総合案内所に(社)土産物協会が土産及び食堂の運営を行っている(占有使用料、光熱水費を負担)。現在、土産物、メニューに創意工夫をしたりTV番組にも取り上げられたりし、来園者の休憩施設としてにぎわっている。(1月末現在14,000人1日平均372人) 今後も事業者の魅力や努力によってこの状況を継続させることを期待するとともに、管理者としては、公園のコンセプトと一致した営業形態の中で、事業者が持つ魅力や努力を発揮しやすい環境を整えていく。	
	(平成22年5月31日)	
(7) 三重塔 (ア) 事業としての評価について(監査の結果) 三重塔は入館できないこともあり、直接的に来館者数を把握したり収益性をみることはできないが、企業における固定資産と同じく常に必要性を検討するとともに、修繕費等のコストをかける以上、何らかの指標を用いて維持運営に係る事業評価を行っていくべきである。	平成20年7月三重塔の現状と修復に関しての報告を受けているが、経年による要因、基幹構造による要因、施行に伴う要因の全てにおいて一般公開には危険性が高いと判断された。しかし、文化的資産として、また金華山及び岐阜公園の景観として必要な施設であるので、引き続き、景観施設として管理を行っていく。	
	(平成22年5月31日)	
(イ) 観光客に与えるイメージについて(監査の結果) 三重塔は金華山をバックに美しく映えるが、入場できないことや近代以降の建築物であることは、そう知った観光客を落胆させてしまうケースが多いと思われる。安全上の問題さえクリアできるならば、内部を公開する等、観光客の体験欲求を少しでも刺激することが望ましい。また、時代的背景についても事前に十分知らしめるようにすべきである。	建築年月日は、岐阜公園の案内パンフレット、ネットに掲載済みであり、入れないことも掲載していきたい。 内部公開は建築基準法による一般公開施設の基準を満たしていないため出来ない。	
	(平成22年5月31日)	
(8) 来園者休憩所(華松軒) (ア) 施設使用料の徴収について(監査の結果) 岐阜市としては、市費を投じて来園者休憩所(華松軒)を建設した以上、収益性の向上に努めることにより、施設の活性化を図るべきである。そのため、みどりのまち推進財団からも民間事業者と同様に施設使用料を徴収すべきであり、同財団がこれに耐えられないのであれば、入札により純粋な民間事業者に運営を委託する等の施策も検討すべきである。	平成22度の実績として、来園者休憩所(華松軒)の来場者数は約1,200人、売上は約50万円であり、維持管理費は人件費も含めて約300万円である。しかしながら、戦国時代に発達したと言われるお茶文化を継承している華松軒は、信長公の鼓動が聞こえる本格的な歴史公園として再整備を進めている岐阜公園の中で重要な役割を担っている。 当該施設は、収益を目的としているものではなく、茶道の伝統文化を継承するものであることから、引き続きみどりのまち推進財団による運営を継続する。	
	(平成24年4月24日)	
	経費節減効果	

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
(イ) 観光客へのアピールについて（監査の結果） 外観上喫茶のできる休憩所であることが分かりにくい。観光客のなかには気付かないで通り過ぎてしまう人も多いと思われる。景観を害することなく観光客にアピールできる和風ののぼりを立てたり、暖簾をかけるなどして、営業していることを認知させる努力をはらうべきである。	新たに岐阜公園の案内パンフレットに掲載した。 また、ロープウェー山ろく駅付近に案内看板、店舗入口付近にのぼりを設置し、客の誘導を図っている。	
	(平成22年5月31日)	
	経費節減効果	
(ウ) 鵜飼シーズン中の営業時間延長について（監査の結果） 立礼茶席の営業時間は午前10時から午後4時までで、鵜飼シーズンの5月11日から10月15日は30分延長し午後4時30分まで営業している。しかし、30分の延長は中途半端である。鵜匠による鵜飼説明は午後5時45分からであり、鵜飼を意識して営業時間を延長するのであれば1時間延長し午後5時までの営業とすべきである。	鵜飼期間中に試行的に延長を行ったが、4時以降の来客はほとんどないため（多くて1～2名）、延長する効果はなかった。 しかし、来年度以降も継続し、営業時間を周知していく。	
	(平成23年4月13日)	
	経費節減効果	
(9) 日中友好庭園について (ア) 観光テーマとの乖離について（意見） 岐阜公園の中心テーマを織田信長を核とした戦国時代に置くのであれば、中国風に作られた日中友好庭園はこのテーマから外れるものである。庭園を否定するものではないが、長期的視点からは必ずしも現在の位置にある必要はないはずであり、将来、別の位置に移すことも、観光スポットを整備する観点からは有効であると考ええる。	岐阜公園は総合公園として多くのニーズに応える機能が求められており、歴史公園、観光公園でもあるが日中友好も重要な機能となっている。 この目的で来園する利用者も多く、観光にも役立っている。また移設費等を考えれば現実的ではない。	
	(平成22年5月31日)	
	経費節減効果	
(10) 花木広場 (ア) 観光資源としての活用について（意見） 花木広場は純粋に市民の公園として使われており、観光施設としては機能していない。 花木広場は岐阜公園中心部と長良川左岸エリアを結ぶ場所に位置しているため、長良川左岸エリアを開発する際には、日中友好庭園とともに重要な接続点になると考えられる。観光資源を有効活用する観点から、今後、順次有効利用していくことが望ましい。	岐阜公園は総合公園であり、歴史公園や観光公園としてだけでなく、多くのニーズに応える機能が求められている。金華地区は、古くから発展した町であり、地元住民が利用できるオープンスペースが少なく、岐阜公園には地元住民が利用する公園（街区公園）としての機能も求められている。 花木広場は桜の時期に観光に寄与しているが、普段は地域住民、特に老人の軽スポーツ施設として活用されている。	
	(平成22年5月31日)	
	経費節減効果	
(11) 樹林広場 (ア) 観光資源としての活用について（意見） 長良川左岸に位置し、岐阜公園内としては最も東端にあるエリアで、樹林が生えているだけの場所であり、当広場を訪ねる観光客はほとんどいないと考えられる。順次有効活用していくことが望ましい。	岐阜公園は総合公園として多くのニーズに応える機能が求められており、歴史公園、観光公園でもあるが風致公園でもあり、樹林広場部分は風致公園として金華山の景観の一翼を担っている。	
	(平成22年5月31日)	
	経費節減効果	
(12) 水の体験学習館 (ア) 支出効果の測定について（監査の結果） 現状は入館者数を把握しておらず、施設が観光用として機能しているか判断することができないだけでなく、教育などその他の目的についても有効な施設として役割を果たしているか判断できない。今後は入館者用にアンケート用紙を設置するなどして、施設の有効性や新たなニーズを把握していくべきである。	引き続き、入館者用にアンケートを実施するなどして、施設の有効性や新たなニーズを把握するための方策について検討していく。 また、現在、この施設の利活用策について、ぎふまちづくりセンターが「長良川の水に係わる文化遺産の活用モデル構築事業」を実施している。	
	(平成22年5月31日)	
	経費節減効果	

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
(13) 水の資料館 (ア) 支出効果の測定について(監査の結果) 実際に見学したところ、水の体験学習館と同様観光資源とはなっていない。	平成18年度までは、平日の予約申込があった場合のみ開館し、職員の立会・説明により見学対応していたが、市民の強い要望により、平成19年4月より、隣接する「水の体験学習館」と同様に常時開館し、施設の利便性向上を図っている。 平成19年度は例年並みの1,167人(28団体)、平成20年度見込みでは約1,380人の施設見学者があり、本施設は水道事業への理解と関心を深めていただく上において、その機能を果たしていると考えている。	
	経費節減効果	(平成20年度)
(14) 駐車場 (ア) 駐車場運営に係る人件費等について(監査の結果) 堤外駐車場は自動化されており、自動発券機や料金収受装置等の設置があるのに監視員を常駐させることは、経済的な対応とはいえない。24時間営業でないため、閉鎖時間後に駐車場へ戻る利用者への対策が必要ならば、閉鎖時間の前後1時間程度の業務を委託するにとどめるか、又は閉鎖時間をもっと遅い時間に設定すればよいと考えられる。	監視員が必要な理由は、岐阜公園等への案内や身体障がい者の方の利用料減免のため必要である。	
	経費節減効果	(平成20年度)
(イ) 川原町広場開発と堤外駐車場のあり方について(監査の結果) 堤外駐車場は川原町広場と岐阜公園の間に位置しているため、駐車場として利用している現在は、両施設を分断する結果となっている。川原町広場開発に際しては観光客の徒歩の流れを妨げないような工夫が必要である。	川原町広場整備に際し、川原町筋と岐阜公園との人の動線を補強するため、連絡橋や、スロープの新たな整備を行い完了した。	
	経費節減効果	(平成22年5月31日)
IV. まちづくり事業について (1) 旧長良川ホテル跡地利用 (ア) 事業化構想の検討・実施期間について(意見) 現実離れた構想を強引に進めることによって公費の無駄使いとならないよう、採算性についての慎重な検討は必要である。しかし、平成17年度から現在に至る検討期間は既に長すぎると考えられる。別途新しい構想を策定するという選択肢も含め、長良川鶴飼の一等地に広大な土地が更地として放置され続けることによる機会損失を多く発生させないよう、慎重かつ早期の意思決定とその速やかな実施が望まれる。	平成16年度に策定された「長良川ホテル跡地等施設整備基本構想」については、平成17年度の検証作業により、事業収支計画や採算性に疑問が示されたことや、基本構想策定時から、当地を取り巻く状況が大きく変化していることなどから、その内容を見直し、機能を縮小して導入していくこととした。 平成19年度、有識者・関係団体で組織された「長良川ホテル跡地等基本計画協議会」において「長良川ホテル跡地等」の活用について、様々な角度から協議を重ね、当地の利活用についての方向性を示した「長良川ホテル跡地等基本計画」を策定した。 平成20年度は、この基本計画に示された博物館機能(展示ソフト・コンテンツなど)を中心に、内容をより具体化し充実させた「(仮称)長良川うかい広場整備計画」を策定した。	
	経費節減効果	(平成20年度)
(2) 左岸ふれあい回遊整備(川原町広場整備事業) (ア) 川原町広場入場者の推計について(監査の結果) 当事業計画は、岐阜公園ゾーンと川原町ゾーンの回遊性・連続性を強化する等の目的を有している。回遊性・連続性の強化を図って「ぎふ躍動プラン・21」や「まちなか歩き構想」を確実に達成するためには、どの程度観光客や市民による回遊性が高まるのかを、事前に推計(リサーチ)することにより数値データとして把握すべきである。	川原町広場の魅力は、周辺景観のよさと、岐阜公園ゾーンと川原町ゾーンの回遊性・連続性を強化することができる、動線の間地点に位置していることである。単純に回遊性を高めるための動線の改良施設ではなく、広場の魅力を高め、散策の途中で憩える空間を提供することにあるため、事前のリサーチは意味を成さないと考える。	
	経費節減効果	(平成20年度)
(3) 長良川温泉 (ア) 事業としての認識について(監査の結果) 長良川温泉の供給に関わる業務は、現在、事業として取り扱われていないが、費用をかけて利用者にサービスを提供し、対価として収入を得ているものであるから明らかに事業である。今後同業務を事業として取扱い事業評価を行なっていくべきである。	長良川温泉の観光振興を目的とした事業展開について庁内で協議を重ねた結果、現状のまま温泉の維持管理を続けることとなった。 今後、温泉受給施設への温泉水供給を目的とする事業評価を実施する。	
	経費節減効果	(平成25年4月23日)

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
(イ) 観光資源としての有効活用について（監査の結果） 長良川温泉は三田洞の老人福祉施設神仏温泉と8箇所のホテル・旅館が利用しているのみであり、該当のホテル・旅館に宿泊する観光客以外の観光客は事実上利用することができない。観光的魅力を高める観点からは、岐阜公園周辺でも長良川温泉を用いた足湯等が気軽に利用できるサービスの検討が必要である。	長良川温泉6施設のうち2施設では、予約制ではあるものの、日帰り入浴(タオル付き1,000円)が可能であり、好評だと伺っている。 長良川温泉の泉質は、単純鉄冷鉱泉であり、空気に触れると赤褐色に変色する。また、通常水温が15度前後と冷たいので、加温が必要となる。鉄分の匂いやドロドロ感を解消するには、加水も考慮しなければならない。したがって、費用対効果を考えても、足湯には不向きであると考える。	
	(平成20年度)	
(4) 中川原地区温泉試掘 (ア) 試掘計画・事前調査について（監査の結果） 振動・騒音を原因として試掘開始後わずか1ヶ月で工事を中止している。これは事前調査が不十分であり、計画全体がずさんであったと言わざるを得ない。今後は事前調査の重要性を再認識し、緻密な計画を立て、慎重に業務を実施していく必要がある。なお、購入した土地については特に有効活用できる用途がないのであれば、資金をいらずに拘束しないため、早期に売却することが望ましい。	平成18年9月27日に行政財産から普通財産に変更、平成19年4月1日に管財室へ移管した。 (現在は、売り払い物件として管財課にて所管している。)	
	(平成20年度)	
(5) まちなか歩き構想 (ア) 目標の設定方法について（監査の結果） 「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」の目標として、平成22年の岐阜公園来客数を約150万人に設定している。しかし、岐阜公園は「まちなか歩き構想」一部であり、この事業の成否を測る尺度としては不十分と考えられる。将来的には、まちなか歩き支援事業の一環として、携帯電話を活用したデータ収集が合理的であると考えられる。	まちなか歩き支援事業の事業の一環として、前年度改築したデータ収集に基づき、「ぎふ・いざナビ」のアクセスログをカウントしている。 今年度、主要地点(2箇所:川原町、歴史博物館前の交差点)の歩行者交通量調査を実施した。次年度以降も継続調査の予定。	
	(平成22年5月31日)	
Ⅴ. 岐阜ファミリーパークについて (1) 基本構想に照らし合わせた事後的な検証について（監査の結果） 岐阜ファミリーパークについて第一次総合計画で理念として掲げた「地域のレジャー、広域的レクリエーション」という目標が達成されたのか否かの事後的な検証が行われていない。岐阜市民が承認した前提となっている基本構想の理念が現実的に達成できているかどうかについて、事後的に検証することは非常に重要な岐阜市の業務であると考えられる。当該事業の成否を検証する上で、後述する事業評価を見直し、設置計画時の基本理念と照らし、逸脱していないかを再度検証する必要がある。	岐阜ファミリーパークは、平成18年度から指定管理制度を導入しており、導入前に比べ、利用者は増えており、平成20年度は約46万人の方が利用された。 毎年、利用者アンケートを実施しており、今年度のアンケート調査では、市内(38%)だけでなく、県内(33%)、県外(29%)からの利用も多く、広域公園として機能しており、また、満足度の高い公園として評価を受けており、目標は達成されていると判断できる。	
	(平成22年5月31日)	
(2) 施設の採算性について（監査の結果） 岐阜ファミリーパークの収入である遊具の施設利用券の販売実績に比べ、公園の維持管理にかかるコストが多額にかかることに起因し、毎年多額の市税（市民負担額）を投入している。 来場者のうち遊具利用割合（施設利用時間のうち遊具使用に費やした時間数）をアンケートの実施などにより調査し、その割合をファミリーパーク全体の維持管理コストに乗じた金額（遊具使用にかかる維持管理コスト）と遊具施設利用券の販売実績金額を比較し遊具部門の採算を検証するなどの検討が必要である。	平成22年度の実績としては、こどもゾーンでの販売収益は約3,500万円、人件費を含めた維持管理費は約5,600万円である。来場者の遊具利用割合のアンケートについては昨年度実施し、今年度にその分析検証を行い、その採算性向上と経費削減に配慮した遊具施設についての再整備基本計画を策定した。	
	(平成24年4月24日)	
	経費節減効果	

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
(3) 当該施設の事業評価について（監査の結果） 現在、岐阜市では岐阜ファミリーパークの事業評価について明確な基準を持っていない。岐阜市が把握している係数は、岐阜ファミリーパークの遊具利用の売上金額、使用券販売数量のみであり、実際にどの程度利用されているのか、また、利用者の満足度はどの程度なのかについて全く把握していない。単に利用者数を集計しているのみでは実際の満足度を測定することは出来ず、利用者に対するアンケートの実施、及び利用者以外に対しても広く市民から意見を聞く場を設け、施設に対する要望、改善案、存続の可否などについて議論を重ねフォローしていく必要がある。 岐阜ファミリーパークは総事業費100億円の事業であるから、適切に事業評価を行い、広く市民に対してその有益性を説明する必要がある。	現状把握については、定期的なアンケート以外にも、随時、来園者の方々に声掛けをして広く意見を求めている。 また、運営についても、指定管理者と地元自治会等による運営協議会を実施して意見を交わし、地域の協力を得て、より良い運営管理に努めるよう取り組んでいる。 さらに、指定管理者の評価をHPなどに掲載するなど市民にも公表している。 (平成22年5月31日)	
	経費節減効果	
(4) 指定管理者のモニタリングについて（監査の結果） 岐阜ファミリーパークでは、平成18年4月より指定管理者制度を導入している。選定委員会の評価は要求水準以上という高評価であったが、モニタリングを行う上で必要となる利用者のアンケート調査が不十分であると考えられる。アンケート回数はイベント時の1年当たり3回であり、アンケート内容については、清掃、遊具コンディション、スタッフ対応等の現状の維持管理業務について調査しているが、来園そのものの魅力等のソフト面でのアンケート及びニーズの収集が不十分であると考えられる。	年間を通して定期的(H21.5～H22.3予定)に来園者アンケートを実施し、来園者の方々の意見を聞き、その結果により、イベントの改良(見直し)など事業に反映している。 アンケートによる要望、苦情に対しては速やかに対応し、お客様に不快感を与えないよう努めている。 アンケートの内容もソフト面やニーズの収集などを含め、実施している。 (平成22年5月31日)	
	経費節減効果	
(5) 来場者数等の目標指標の設置について（監査の結果） 現在、岐阜市では岐阜ファミリーパークの来場者数等の目標を設定していない。採算性及び公益性（公共性）についてビジョンを明確にし、来場者数等の目標指標を明確に設定した上で市民に対して開示する必要がある。 また、目標設定後についても、実態と比較し分析を行うことが必要である。現在岐阜市は入場者数の現状について分析活用していない状況である。従って、目標を明確に設定するとともに実績としての指標を集計し、分析結果について吟味し今後の運営計画に反映させるとともに、その結果について公表する必要がある。	平成22年度の来場者数は約46万人であり、当面の間は指定管理者による各種イベントの開催等により、入場者数の現状維持を図る。しかしながら、岐阜ファミリーパークは開設から約30年が経過し、社会情勢の変化及び施設の老朽化に対応し、より魅力ある総合公園とするために再整備計画を策定した。その中で、将来の来園者数を70万人とし、今後未開設区域を整備するとともに、老朽化した施設の再整備を進める中で目標とする来場者数の達成を目指す。 (平成24年4月24日)	
	経費節減効果	
VI. ながら川ふれあいの森について (1) 施設の利用状況について（監査の結果） 当該施設は年間を通じてほとんど利用されていないのが実態である。市民に対して当該施設について周知させるためにPR等を充実した上、満足度が高くなるよう利用者の不満、ニーズを集積し、業務改善を行うことにより利用者を増加させるよう検討する必要がある。	自然に親しみ、森林を楽しむという施設の性格上、有料施設を利用しないで、森林散策を楽しむ市民が、利用者の大半を占めており、有料施設の利用者は数少ないのが現実である。 森林散策や、自然観察等に興味のある市民の間では、施設の存在についてかなり浸透していると考えている。より多くの市民に施設の存在を周知するために、今後は森林散策等に興味の無い市民にも広くPRできるイベントや、各種マスコミを活用していきたいと考えている。 利用者のニーズの把握や満足度の向上のため、ホームページの充実を図るとともに利用者アンケート項目の再点検を実施した。 (平成20年度)	
	経費節減効果	

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
(2) 施設の事業評価について(監査の結果) 現在、岐阜市には当該施設についての事業評価としての基準がない。事業評価を形成するための手法として、例えば、無作為に市民を抽出しアンケートを行い情報の収集する方法などを実施すれば、現状の事業評価としての統計が得られるだけでなく、次年度以降の予算を構築する上で資金を投入するポイントの選定にも役立ち、有効で効率的な市税配分が可能となる。 今後岐阜市は市民の意見を広く取り入れるよう情報収集に注力し、事業評価の基準を構築するとともに、現時点での当該施設に係る事業評価を実施する必要がある。	施設について、利用者のみならず広く市民の意見を取り入れることは、必要と考える。 無作為による利用者アンケートの実施、ホームページ内意見コーナーの開設等により、より多くの意見を収集に組織む。	
	経費節減効果	(平成20年度)
(3) 観光施設としての位置づけについて(監査の結果) HPやパンフレットで「観光」(レジャー、レクリエーション等)としての概念に基づき建設及び運営されているが、知名度が低いためか施設の内容は観光施設としての機能を発揮しておらず、実態として利用客の僅少により概念の説明が困難となっている。 観光事業の一部を担うためには、利用促進及び有効活用についての代替案(登山コースなど学校などへの働きかけ)について実施し、投下コストを市民に還元する必要がある。	本施設は、森林法に規定する保安林の機能を多目的かつ高度に発揮するために行なった治山事業であり、多くの人を集めることを目的とした観光施設ではないと考える。 しかしながら、市税を投入した施設である以上、多くの市民の皆様にご利用してもらいたいと願っている。 今後は森林散策等に興味の無い市民にも、「森の音楽会」や「野鳥観察会」など広くPRできるイベントの開催や、各種マスコミを活用することで周知に努め、利用促進を図る。	
	経費節減効果	(平成20年度)
(4) 指定管理者制度のモニタリングについて(監査の結果) 当該施設は、平成18年4月より指定管理者制度を導入している。岐阜市は、指定管理者選定委員会のメンバーによる評点及び提示された指定管理料の金額により指定管理者の選定を行っている。 岐阜市がモニタリングを行う上で必要となるのが、利用者のアンケート結果であるが、岐阜市が実施しているアンケート調査は不十分であるといえる。アンケート調査は、ソフト面でのニーズおよび満足度を加えるなど工夫する必要があると考えられ、岐阜市は行政としての監督責任から適切に指導していく必要がある。	利用者のニーズの把握や満足度の向上のため、利用者アンケートの項目を再点検を実施した。	
	経費節減効果	(平成20年度)
Ⅶ. 名産品について (1) 名産品のPR活動について(監査の結果) 現在岐阜市は、県外常設展示コーナー物産展示等により名産品についてPR活動をしているが、現在行っている県外常設展示コーナー物産展示について岐阜市はその効果及び影響を測定していない。測定の方法としては、広告地域での、その知名度の普及程度を調査することなどが挙げられる。まず、現状の活動の効果を測定した上で、岐阜市は効率的で効果的なPR活動に注力することが必要である。	他課の行う東京でのキャンペーンにおけるアンケート調査で、岐阜市は県内他市と比べて認知されているという結果が今年度でている。 また、東京都中央区の一銀行の支店のウィンドウを半年間無料で使用させていただいており、費用は展示品の入れ替えのみで、少額で、効果的にPRしている。 今後も効果的なPR活動ができるよう展示内容等について、検討していく。	
	経費節減効果	(平成25年4月23日)
(2) 少額な補助金及び負担金等について(監査の結果) 補助金及び負担金等を岐阜市が拠出する場合には、その支出に対する効果を念頭において支出する必要がある。少額の補助金及び負担金等では効果を期待できず、また過去から継続的に慣行として支出している可能性も否定できないため、補助金及び負担金等の支出を廃止するか、あるいは負担金及び補助金等の支給対象事業を絞り込んで集中的に補助することを検討する必要がある。	伝統工芸品産業は、一度途絶えてしまうと容易には再興できないものであり、現在では、民間の取り組みだけでは、その衰退に歯止めをかける事は困難であることから、今後も継続して支援していくことを考えている。 特産新製品見本市負担金については、平成20年度をもって打ち切り、同趣旨、同目的を有する、岐阜市販路開拓支援助成金制度に統合することとした。	
	経費節減効果	(平成20年度)

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課 (TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
(3) 終期の設定(サンセット基準)(監査の結果) 負担金及び補助金等の中には開始年度が古く、毎年継続的に交付されているものが見受けられた。定期的に負担金及び補助金の必要性を見直すことが必要であり、定期的な見直しを行うことで役割の乏しくなった負担金及び補助金等を廃止する機会が得られ、負担金及び補助金等の支給制度等を柔軟に運営することができる。その機会を得るために負担金及び補助金等の終期を設定する必要がある。	伝統工芸品産業は、一度途絶えてしまうと容易には再興できないものであり、現在では、民間の取組みだけでは、その衰退に歯止めをかける事は困難であることから、今後も継続して支援していくことを考えている。 特産新製品見本市負担金については、平成20年度をもって打ち切り、同趣旨、同目的を有する、岐阜市販路開拓支援助成金制度に統合することとした。	
	経費節減効果	(平成20年度)
(4) 補助金及び負担金等の支出に対する効果の測定について(監査の結果) 負担金及び補助金等については、どのような効果があつたのかを明確に測定できていないものが多く見受けられた。負担金及び補助金等の効果をより明確に測定するためには数値目標を設定することが望ましい。数値目標を達成できなかった負担金及び補助金等については、負担金及び補助金等の廃止も含めて検討するべきである。 また、負担金及び補助金等の支給対象事業を長期的な視点から育成するためには、負担金及び補助金等の交付年度以降も負担金及び補助金等の効果を監視(モニタリング)し、必要な指導等の追加的施策を検討するべきである。	伝統的工芸品産業は、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の認定を受けた振興計画に基づき、平成24年度までの5年間の振興計画をもとに事業が実施されるため、振興計画をもとに年次実績のモニタリングをおこない指導していく。 昨年度は従来、ポスターのみに使っていた印刷製本費を消費者に周知するパンフレットの作成に当てるなど効率的な経費配分の指導に努めた。	
	経費節減効果	(平成24年4月24日)
Ⅷ. まつり・イベントについて (1) 少額な負担金及び補助金について(監査の結果) 岐阜市はまつり及びイベントに関連して、主催者等に対して上記のとおり負担金及び補助金を過去から継続的に拠出し、少額のもの(1,000千円未満)も多数含まれている。 このような少額の補助金及び負担金等では効果を期待できず、また過去から継続的に慣行として支出している可能性も否定できないため、補助金及び負担金等の支出を廃止するか、あるいは負担金及び補助金等の支給対象事業を絞り込んで集中的に補助することを検討する必要がある。	近年の旅行形態の変化により、観光ニーズが多様化している。「活力のあふれる都市」の実現のためには、観光資源の多様化及び育成が必要不可欠であり、少額の補助金及び負担金であっても継続していく必要があるものと考ええる。	
	経費節減効果	(平成23年4月13日)
(2) 負担金及び補助金の支出に対する効果の測定について(監査の結果) 岐阜市は、過去からイベントに関連して負担金及び補助金を拠出しているが、その効果について十分に測定ができていない。主催者から一方的に動員数の結果を受け入れるのではなく、その集計方法等についてもヒアリングまたは指導を行い、正確性を向上させるように心がける必要がある。 また、報告をうけた動員数の分析を行い、人数の増減傾向、来客者の客層、住居地域の把握、年齢層、グループ構成(家族、カップル、団体客など)等を把握し、今後のまつりイベントに対しての方向性を決定するための判断材料とすべきである。	主催者との連携を強化し、正確なデータ収集を行い、今後のイベントの方向性を決定付けられるよう指導していく。	
	経費節減効果	(平成23年4月13日)
(3) 終期の設定(サンセット基準)について(監査の結果) 負担金及び補助金の中には開始年度が古く、毎年継続的に交付されているものが見受けられた。定期的に負担金及び補助金の必要性を見直すことが必要であり、定期的な見直しを行うことで役割の乏しくなった負担金及び補助金を廃止する機会が得られ、補助金制度等を柔軟に運営することができる。その機会を得るために補助金の終期を設定する必要がある。	まつりの補助金については、古くから継承されてきた地元の文化を守っていく必要があるという観点から、必要性の検討は毎年行いが、終期を設定することはできない。	
	経費節減効果	(平成26年4月16日)

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
(4) 補助金支給について(監査の結果) 観光事業に係る補助金は、岐阜市の観光の振興と発展を目的に実施される事業に対して補助を行うものであるが、一部、特定の地域の者に対する地域振興の補助金が含まれていた。 観光事業としての補助金の範囲を明確にするために、岐阜市はチラシを特定の地域の住民のみに配布するのではなく、観光事業の趣旨に合わせPRの指導を行う必要があると考えられる。	ホームページや観光パンフレットへ掲載するとともに、岐阜駅や岐阜公園の案内所を始めとした多方面へのチラシ・ポスターの掲出を依頼するなどの指導、協力を行った。今後も継続して指導、協力をしていく。 (平成22年5月31日)	
	経費節減効果	
IX. 岐阜市の観光行政の総括的問題点(監査の結果) (1) 岐阜市の観光施策の十分性について ①「観光」の定義が不明確である 岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に出向くのである。したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきた。 平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会で組織するプロジェクトチームで取り組む。 (平成23年4月13日)	
	経費節減効果	
②合理的で明確なビジョンや目標をもっていない 岐阜市の観光事業の基本施策では、漠然とした施策を踏襲しているといえる。観光事業に関するあらゆる情報を、地元の肌で感じる観光客のニーズから他都市の広範囲な観光事業の成功例の情報収集などの情報を幅広く入手し、綿密な議論を交わした上で合理的で客観的なビジョンを形成し公表する必要がある。 現状の「岐阜市の観光」のビジョンを構築し、説明が可能な施設・事業と説明が不可能な施設・事業に区分し、今後の岐阜市の観光行政の方向性に寄与する必要がある。 また、具体的な目標値、目標指標についても合理的な計算に基づき、正確性、客観性を備えた目標値を算出し、公表する必要がある。	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。 (平成20年度)	
	経費節減効果	
(2) 基本構想を掲げる時点での目標値の設定について 岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」～「第四次総合計画」に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の予算を編成する時に鶺鴒の来客数の予想人数を掲げているのみであった。 岐阜市は、現在目標値としている「鶺鴒」の人員については短期計画(予算編成)上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく概ね5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、「鶺鴒」のみの指標ではなく、「鶺鴒」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。 (平成20年度)	
	経費節減効果	

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
(3) 合理的な観光統計資料の収集について 現在岐阜市では、各関係団体が個別に集計した施設の利用者数等について報告を受け、単純に集計しているのみで、その妥当性の検証及びその他の情報収集については実施していない。これらの情報の正確性・客観性について岐阜市が自己の責任で検証する必要がある。岐阜市は、鵜飼事業については一部限定的にアンケートを実施し公表しているが、鵜飼事業に関わらず、その他の観光事業についても同様にアンケート結果を入手し、分析および公表する必要がある。 また、有用な情報を持っている民間業者等と連携し情報交流することにより、観光事業が実態を見据えた実現可能性のある事業へと変化していくと考えられる。観光とは魅力である。岐阜市が魅力ある町として認識されるためには、出来るだけ多くの統計資料や情報を入手し、活用する必要がある。	今年度民間業者に委託し、岐阜城、川原町など市内6地点での聞き取りによる調査と市内5ヶ所の宿泊施設の協力を得て宿泊客調査を6月・8月・11月・2月に実施し、経済波及効果の積算に必要な観光消費額及び観光客の動向等の調査分析を行った。 また、岐阜公園の入込み客数の調査と聞き取りアンケート調査を年間を通じて月に2週間程度継続的に行い、実態把握をし、岐阜市への誘客対象の絞込みや観光施設の効果的な整備等に活用する。 さらに、アンケート調査結果以外にも、日本観光協会、国際観光振興機構、中部運輸局、岐阜県などの観光関係機関および岐阜長良川温泉旅館協同組合、岐阜観光策道などと連携を図り、今後も資料収集、分析を行っていく。	
	経費節減効果	(平成22年5月31日)
(4) 観光事業に対する業績評価基準について 岐阜市の各種観光事業及び観光施設の設置及び運営等について、事業評価調査は作成しているが形式的であり、適切な業績評価基準が存在しないのが現状である。従って、各種施設及び事業について存続または撤退の意思決定に資するルールを構築することが必要となる。 ルールを構築するためには、以下のことに留意する必要がある。まず、第1に適正な業績評価ルールを構築することであり、第2に業績評価のための基礎資料となる各種事業目標指標と実績との分析作業を十分に行うことである。 具体的には、無作為アンケートによる認知度の統計や利用経験の有無・利用回数の自己申告の集計なども指標に加えることも考えられる。利用者数等のデータについて、岐阜市は関係団体から一方的に報告をうけている場合が多いが、岐阜市職員も抜き打ち（サプライズ）で現場に赴き、関係団体の報告内容の信憑性を確認する方法もある。	適切な事業評価基準づくりのための、目標指標、実績の分析に必要なデータ収集について、今年度実施している観光統計調査と岐阜公園入込み客数調査の検証を踏まえ、今後も継続的にマーケティング調査等を実施していく。	
	経費節減効果	(平成22年5月31日)
(5) 各担当部署相互や関係組織・団体等との連携の十分性について ①岐阜市商工観光部と岐阜市各部署との「連携」について 岐阜市では、各部署間の意識の共有が不十分であったため、部署間での「連携」はほとんど行われていない。今後、岐阜市は各部署での政策や運営等について相互に情報交換および議論を重ね、新たな発展のためのアイデアの収集のみならず、ひとつの部署が単独で方向性を見失うようなリスクを回避し、相互に牽制し合えるような体制を構築し、合理的で効率的な運営を行う必要がある。	商工観光部では、意識や情報の共有を目的とし、必要に応じて庁内横断的なプロジェクトチームやワークチームを組織するなどして庁内連携に努めている。 今年度の鵜飼観覧船事務所周辺整備においても、整備を直接担当する部署だけでなく、まちづくり景観課やまちなか歩き推進課、あるいは岐阜市まちづくり公社なども含めた連絡会議を開催し、工期の調整を図るとともに情報共有を行うなど各部署相互の連携に努めた。	
	経費節減効果	(平成20年度)
②岐阜市と近隣行政との「連携」について 岐阜市では、近隣行政との「連携」が十分であるとは言えない状況にある。岐阜市の近郊には観光地として全国的にすでに有名となっている観光資源が豊富にあり、実際多くの観光客がこの地域に訪れているが、遠方より訪問してくる多くの観光客を岐阜市に長時間滞在させることが出来ていない。これは、岐阜市はこれらの近郊観光地、近郊行政との「連携」について近年努力傾向にあるものの成果としての「連携」が不十分であることに起因しているといえる。岐阜県内や愛知県等の近隣の観光客に対しては、それぞれの行政と連携し、行政ごとに相互にPRを行うことを前提に、岐阜市のPRも各自治体の中で実施してもらい岐阜市への観光客の増加に寄与させる必要がある。	道路整備の進展に伴い、観光客の行動範囲が広がっていることは認識している。行政域を超えて、道、川などテーマに沿った連携が必要だと考えている。 岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会や岐阜市・富山市観光物産交流推進事業では、互いに綿密な連絡調整を図ることで相乗効果を上げていると認識している。加えて、武将観光と称して愛知県、滋賀県の自治体とも連携を深め誘客に努めており、来年度には新たな協議会も発足させる予定である。その他、加入している関連団体を最大限活用するとともに、施設スタンプラリーなどにも積極的に参加している。 また、関係自治体とのホームページ相互リンクを積極的に行うとともに、郊外大型店等における近隣行政との協働PRなども実施しており、今後も引き続き連携を図っていく。	
	経費節減効果	(平成22年5月31日)

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課(TEL6243)

指 摘 事 項	措 置 状 況	
③岐阜市と地域の民間団体との「連携」について 「観光」について行政が単独で出来ることは限られており、民間の協力なしには「観光行政」は実施できないと考えられる。しかし、岐阜市は民間の団体との「連携」が不十分であるといえる。今後は民間の意見を主導におき、かつ行政として一部の民間団体のみを優遇するのではなく公平性を確保できるよう、バランスを考慮しながらアイデアの収集に努める必要がある。 また、「(財)岐阜観光コンベンション協会」は、民間と活発に「連携」し、その存在意義をさらに発揮していく必要がある。	観光関連団体のみならず、地元まちづくり会、自治会、ボランティア団体等との意見交換や協働により、もてなしの醸成につなげるとともに、観光都市として底辺の拡大に繋げている。 また、(財)岐阜観光コンベンション協会は、会員からの意見を的確に集約することにより、民意を反映できる施策を講じている。 (平成22年5月31日)	
	経費節減効果	
(6) 観光関連施設の設置・運営の市民負担額を上回る必要性(公共性)の検討について 観光関連施設は単純に採算性のみでその存在可否を決定付けるものではないが、採算が確保できず市民負担を強いるものであるならば、その観光関連施設の公共性を議論し、存在価値について検討する必要がある。 観光関連施設について、事業の存続可否の判断方法の一例としては、岐阜市民のうち一定数を無作為に抽出し、認知度や施設の必要性等について5段階評価のアンケートを行う方法がある。	観光コンベンション課所管の観光関連施設は、岐阜城と道の駅柳津の二施設で、岐阜城については観光都市岐阜のシンボルであり、建設費分を除けば収支はほぼ均衡している。 また、道の駅柳津については、都市型道の駅として名神高速からの岐阜市の玄関口に位置しており、近年増加している自家用車利用の観光客の市内唯一の休憩施設であり、全面オープンして間がないこともあり現時点では若干利用率が低いものの、利用料金制の指定管理導入により利用率、収支実績も向上してきており、存在の可否を判断する時期ではないものと考えている。 (平成20年度)	
	経費節減効果	
(7) 観光に対する危機感について 岐阜市もやや遅れながらも観光行政について危機意識を持ち始めたが、今後の観光行政では下記の事項の検討が重要でありかつ必要である。 ①IT等を利用した情報の発信 ②ソフト戦略の重点化 ③リピーター化及び長期滞在型の促進 ④独自性の追求 岐阜市は今後も観光地域リストラの危機感を持ちながら、生き残りをかけて対策を講じる必要がある。	①情報の一元化を図り的確な更新を図っていくため、協会HPと統合を行った。また、イザナビやセカイカメラ等携帯電話の活用をさらに推進していく。 ②整備が整ってきた岐阜公園、川原町界隈を基点とした「まちなか歩き」をテーマに重点的に取り組んでいる。 ③観光ボランティアガイド「岐阜市まちなか案内人」や「駅前コンシェルジュ」の活動によりホスピタリティの向上を図るとともに、岐阜市らしいまちなか歩きを推進することにより、リピーター化及び滞在時間の延長を促進している。 ④水「清流長良川」、緑「岐阜のシンボル金華山」、歴史「戦国の舞台」など、他に無い魅力を生かしながら、名古屋から最も近い温泉地岐阜を中京圏に対しアピールしている。特に今年は、戦国ブームもあって「織田信長公」をキーワードに岐阜の独自性をアピールしている。 (平成22年5月31日)	
	経費節減効果	